

記号式投票： 市議会議員選挙における投票方法の改正私案

葉山 明

Akira HAYAMA. Voting Method to Be Revised: A Proposal. *Studies in International Relations* Vol.36, No.1. October 2015. pp.101 – 105.

The voting method in Japan would cause serious problems for the integrity of elections. Suppose that two candidates of the same family name run for office, and that you write down only the family name in the ballot. Is your vote valid? Suppose that you misspell the candidate's name. Does your vote count? In competitive races, election outcomes may change depending on whether your votes are valid or invalid.

In order to avoid potential disputes over those votes, the author proposes that we adopt the American style paper ballots in which a list of all candidates is printed by the election authority in advance and that voters would express their preferences by checking appropriate boxes.

1 問題の所在：0.340票差で当選

平成27年4月12日執行の相模原市議会議員選挙で、小林丈人(民主党)は3304票、大槻和弘(無所属)は3303.339票で、小林が最下位で当選したと、選挙会は発表した。しかし、無効票の中から大槻和弘への有効票と認められる一票が見つかり、市選挙管理委員会は、同年5月24日、大槻が3304.340票となって小林を0.340票上回るとして、大槻を当選者に決定した。小林は反発し、神奈川県選挙管理委員会に、審査を申し立てた^①。

似たような事態は、各地で起きている。平成19年7月1日の厚木市議会議員選挙で、井上武が1616.059票で当選、松前進は1616票で落選と発表され、松前は異議を唱えた^②。

上記2選挙に共通するのは、同じ氏の候補者が複数出馬したこと、そして、選挙人の中には、その氏のみを書いた者がいたことである。公職選挙法68条の2は、氏のみが書かれた票も有効とし、氏名が正しく書かれた基礎票に応じて、按分加算する旨を規定している。相模原市の場合、大槻和弘の基礎票が1増えて3297になり、12の「おおつき」票のうち、7.340が按分された結果、合計が3304.340になったのである(大槻研には、4.659票

が按分された)。

事態をより複雑にするのが候補者名を一部書き誤った票や通称を書いた票で、これらは状況により、有効にも無効にもなる^③。その為、無効票の中には、有効票になり得る票が交じっている可能性が、常にある。

要するに、候補者名を自書して投票する方法が問題なのである^④。

2 提案：記号式投票の義務化

筆者は、僅少差で当落が決まる可能性が高い市町村の選挙では、記号式(公選法46条の2)を義務化するべきであると考えている。投票用紙の使用を前提として、具体的に説明する。

(1) 投票方法

選挙人は、候補者名の横の欄に○をつける。候補者名は50音順に配置する。

(2) 考察

ア 選挙人が○を所定欄に自書する場合、いろいろな○が出現する危険性がある。一部が欠けた○や、◎も出て来るであろう。しかし、だからといって、○が押せる印鑑を用意するのは、一考を要する。印鑑を逆さまにして、頭の部分を

押した結果、■が印字され、その票の効力が裁判所で争われた例がある^⑤。○は自書に限定し、違反記号は無効とするのが良いと思う。

イ 記号式投票の長所は、票の按分が不要となり、また、候補者名の書き間違いが無くなり、票の有効性をめぐる争いが激減すると期待できることである。

他方、投票用紙は著しく大きくなり、A3判でも、候補者名を掲載しきれないかも知れない。この点が、記号式がこれまで、市町村議会議員選挙（補欠選は除く）で全く利用されていない最大の理由ではないかと、筆者は考えている。

しかし、投票用紙が仮にA3判の大きさになるとして、それが本当に好ましくないのか。投票用紙を四つ折りにして投票箱に投じれば、投票の秘密も十分確保できる。また、大きな投票用紙であれば、選挙人が持ち帰ることは、できないであろう。現行の投票用紙は、四つ折りにすれば、手の平の内側に隠し、投票箱に投入するふりをして、持ち帰ることも可能と思われる。開票の結果、投票人数と投票数が違うことは、稀ではない。現に、相模原市の選挙では、2票が持ち帰られたと思われると、選挙管理委員会が公表している^⑥。こうした事態が、大型投票用紙で解消されると、期待できる。

3 自書に起因する問題：通称や屋号等の記載

以下において、候補者名を自書する現行の投票方法の問題点を、具体的に考察することにする。

ア 平成19年4月22日執行の青森県八戸市議会議員選挙で、最下位当選者の豊田美好（みよ）は1830票、次点の吉田淳一は1829.181票と発表された。問題となったのは、豊田の有効票の中にあつた「豊田みそ」と書かれた票であり、「不真面目な票」で無効か否かが争われた。

仙台高裁は、「みそ」は「みよ」の誤記で、豊田みよの有効票と判断し、同人の当選が確定した^⑦。

イ 平成17年12月18日執行の徳島県鳴門市議会議員選挙で、坂東成光が854票、明野尚文が853票となったが、「バンド ヒゲ」と書かれた票が

坂東への有効票とされていたため、紛争が生じた。明野は、ヒゲが他事記載に該当し、当該票は無効と主張した。

しかし、高松高裁は、立候補した29名中、髭を生やしているのは坂東のみであること、坂東は昭和60年頃から髭を生やして理髪店を営み、初当選した平成3年頃からは、住民、議員、市職員らの一部から「ひげさん」と親しみを込めて呼ばれていたこと、平成11年に坂東一岳が当選し、2人の「ばんどう」が存在するようになった後には、両者を区別する為、坂東を「ひげさん」と呼ぶ議員や職員が増えたこと、平成17年の選挙で「ばんどう」候補は一人であったが、坂東は「ひげの男坂東成光」、「ひげの坂東」と髭を強調した選挙運動をした事実が、「ヒゲ、ヒゲと、ヒゲがうるさい」旨の苦情が市選挙管理委員会事務局に電話で寄せられたことから伺えるとの事情から、ヒゲを坂東の通称と認め、当該票は、バンドウのウを書き忘れて、通称のヒゲを書き加えたものと解し、坂東への有効票と判断し、1票差で坂東の当選が決まった。なお、「坂東」が12票、「坂東成光。」、「ばんろう」、「ばんどう」が各々1票あつたが、これら15票は、全部、坂東への有効票とされた^⑧。

ウ 平成16年6月20日の鳥取県智頭町議会議員の補欠選挙で、岸本真一郎は844票、岡田和彦は843票であった。ところが無効票の中に、「オカラ」と書かれた票があり、智頭町選挙管理委員会は、それを岡田への有効票と判断したため、岸本と岡田が同数となった。

岸本は、オカラ票は、岸本が豆腐会社に勤務し、工場から出る大量のオカラを買い付け、120頭の牛の飼料にしていることは、地域住民間で衆知であるから、むしろ岸本への票と見るべきである云々と主張した。

鳥取県選挙委員会は、選挙人が誤って「オカダ」を「オカラ」と書いたとは考えられないとして、「オカラ」を岡田への有効票とは認めなかった。合わせて、岡田への有効票されていた「岡田ますみ」票も無効（俳優の名前）と判断し、岸本が岡田を2票上回ると裁決した。岡田はこの裁決を受入れ、岸本の当選が確定した^⑨。

エ 平成11年4月25日執行の愛媛県関前村議会議員選挙で、松橋礼治52票、上村清司53票となったが、上村の有効票の中に、「村上清司」、「㊤」と記載された票が各々1あり、これらが無効票であれば、松橋が当選することになる。なお、候補者の中には、村上義弘と村上宣博がいた。

上記2票について、高松高裁は、いずれも上村への有効票と判断した。その理由は、上村の地元である大下島はほとんどがミカン農家で、上村清司は収穫したミカンを運ぶキャリアやミカン箱に屋号の㊤を記しており、その事実は広く認識されていたこと、島では村上という氏は世帯の半数にのぼり、「村上清司」は上村を誤って逆に書いたと考えるのが合理的と判断した^㉑。

オ 平成4年4月19日の千葉県富津市議会議員選挙で、当初、木村茂が728.414票、平野善重郎が728.288票で、木村が最下位当選者であると、選挙会は発表した。しかし、以下のような経緯で、最終的には、平野が729.288票で真の当選者となった。

市選挙管理委員会は、選挙会が無効とした「平野善四郎」は平野善重郎への有効票である、しかし、同会が有効とした「平野（善）」2票は、（ ）が他事記載で無効票と判断した結果、平野善重郎の票は1.002（基礎票1、按分票0.002）減って727.286となり、木村の当選は変わらないと判断した。

しかし、県選挙管理委員会は、「平野善四郎」、「平野（善）」とも、平野善重郎への有効票と判断し、その結果、平野は729.288票となり、平野を当選者とした。東京高裁、そして最高裁も、県選挙管理委員会の判断を支持し、平野が真の当選者となった。上記概略の背後には、次のような事実があった。

選挙には、平野善重郎、良一、隆司、義夫、藤雄の5名の平野が出馬し、「平野善四郎」と「平野（善）」と書かれた票が問題となった（前述）。次に、「平野としお」、「平野よお一」、「平野たけし」と自書された票につき、市選挙管理委員会は、いずれも無効票としたが、県選挙管理委員会は、各々、平野義夫、平野良一、平野隆司への有効票と判断した。最後に、姓のみを記した

10票（「平野」5、「ひらの」4、「ヒラノ」1）が、5名の平野の基礎票に応じて按分加算された。

他方、木村茂に関して見ると、選挙には、木村茂、渡辺茂、三枝茂、中村繁の4名の「しげる」に加えて、相原重雄と中川重与という名の候補者がいた。こうした中、「渡辺しげお」、「中村しげよ」、「中川しげる」と書かれた票が各々1あり、それらが、どの候補への票になるか、あるいは無効票かが問題となり、結局、順に、渡辺茂、中村繁、中川重与への有効票となった。次に、「茂」、「しげる」とのみ書かれた票が各々1あった為、「茂」票は、木村、渡辺、三枝の3名に按分加算され、「しげる」票は中村を加えた4名に按分加算された。

以上の判断と計算を経て、最終的に、平野善重郎729.288票、木村茂728.414票となり、平野が0.874票、木村を上回ったのである^㉒。

4 按分加算規定（公選法68条の2）の問題点

(1) 氏のみが書かれた票の按分加算については、既に昭和35年12月14日、河村又介最高裁判所裁判官が、痛烈に批判している。「中村長八の総得票数は1701.855となっている。しかし現実には、0.855と言うような票もそのような選挙人の意思も絶対にあり得ない。・・・公職選挙法68条の2・・・の規定の存在を許すか許さないかは、もはや単なる立法政策の問題として看過できることではなく、憲法違反の故を以って無効として取扱われるべきものである。」^㉓

(2) 憲法問題はさて置き、按分加算規定には、常識や公選法の他の規定に照らしても、疑問がある。

ア 得票数1701.855というのは、端的に言って、非常識である。票を按分するにしても、それは、整数単位で行うのが社会通念にかなうであろう。

イ 公選法36条は、一人は一票に限ることを、同法68条1項4号は、選挙人は一候補者にしか投票できないことを、それぞれ規定している。これらの規定は、一票を細分化することを禁じていると解されるが、按分加算規定は、一票の一

部はある候補者に、残りは別の候補者に投じられたと解するのであり、矛盾が生じる。

- (3) 以上をまとめると、昭和27年に「突如として」追加された按分加算規定は^⑬、違憲でないとしても、多くの問題を内在するように思われる。

5 結語

票の効力をめぐる論争の影響は、関係する候補者だけに止まらない^⑭。一度当選と発表された候補者が徹底的に争えば、最高裁判所の判決まで、その人は、議員の地位を失わない。富津市の場合、投票日から約1年9ヶ月経って平野善重郎の逆転当選が確定し、同人の加入と木村茂の退場は、市議会の意思決定にも、大きな影響を与えた可能性がある。

公選法は、記号式投票を使用することを認めているが(46条の2)、現実において、市議会議員選挙での使用例は、皆無である^⑮。

選挙の尊厳と正統な民主政治の為には、まずは市議会議員選挙等で、記号式投票を義務化するべきである^⑯。

注

- ① 毎日新聞、2015年4月28日、25頁、5月26日、27頁、6月11日、23頁。相模原市の件は、後日、改めて論じたいと考えている。
- ② 井上・松前論争は、7月19日、14位で当選した男性が急死した為、松前氏が繰り上げ当選となり、あっけなく終了した。厚木市選挙管理委員会、『選挙結果調』(平成20年3月)、122頁。
- ③ 判断基準は、次のようにいえる。「投票を有効と認定できるのは、投票の記載自体から選挙人が候補者の何びとに投票したのかその意思を明認できる場合でなければならない。・・・また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の稚劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもって、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。しかし、投票の記載によっては投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定

の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを右特定候補者の得票と解するような判定の仕方にはわかに容認しがたい。」最高裁判所昭和42年9月12日第三小法廷判決、民集21巻7号1770頁、特に1772頁6-14行目。

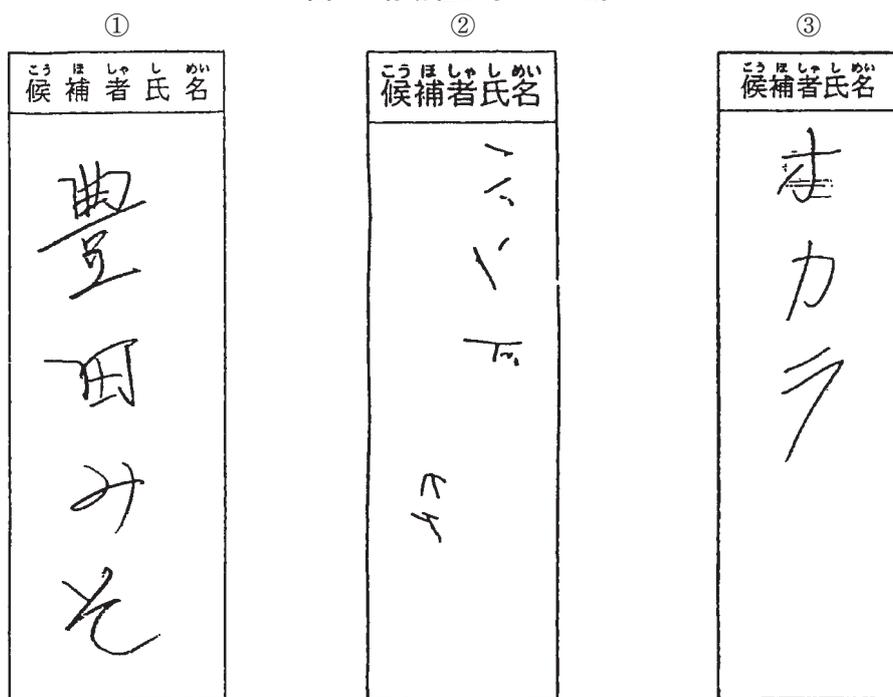
- ④ アメリカは移民社会であること等から、自書は論外で、紙の投票用紙の時代には、候補者名と所属政党が印刷され、選挙人はXを付していた。James Q. Wilson, *American Government* (Lexington, MA: D.C. Heath, 1989), 200頁。なお、州によっては、立候補していない人を書き込む(write-in)ことが認められているが、その場合、選挙人は、自書することになるようである。Edwin L. Jackson, et al, *The Georgia Studies Book* (Athens, Ga., Carl Vinson Institute of Government, University of Georgia, 2001), 390頁。

イギリスでは、候補者名、住所、職業が投票用紙に印刷されており、選挙人は、候補者名の右側空欄に、Xを付けるという。スウェーデンやイタリア等においても、投票用紙には候補者名が印刷されており、例外的に、書き込み投票が認められている場合もあるという。中野邦観、『主な国の選挙制度』、読売新聞社調査研究本部編、『日本の選挙世界の選挙』(読売新聞社、1990年)、286-308頁。筆者が1987年にニュージーランドで見た投票用紙には、候補者名と政党名が印刷されていた。後日、投票しない候補者名を横線で消すという説明を受け、驚いたことを、今でも鮮明に覚えている。以上から、我が国の投票方法は、他の先進国では見られない独自のものと、筆者は認識している。

- ⑤ 昭和49年8月10日の新潟県佐和田町町長選挙でのことである。判例時報824号60頁及び新潟県報号外(昭和49年12月26日)。記号式は、昭和42年4月28日の熊本県八代市市長選挙でも使用され、特定候補に○を5つも付けた人や、●を付けた人がいた。行政事件裁判例集、19巻8・9号1463頁。
- ⑥ 相模原市選挙管理委員会発表資料、平成27年

- 4月27日。
- ⑦ 仙台高裁平成19年11月22日判決書，青森県公報，2814号（平成19年8月3日）。問題の票は，どう見ても「豊田みそ」であり，「よ」と「そ」では，筆の運びが明らかに異なり，「みよ」を「みそ」と書き誤ったという判断に，筆者は納得し得ないのである。
 - ⑧ 高松高裁平成18年11月6日判決書，鳴門市選管決定書（平成18年1月26日付），徳島県選管裁決書（平成18年7月3日付）。「議会だより」66号（平成21年3月1日発行）によれば，髭は上唇の上全体に，整然と存在している。
 - ⑨ 鳥取県公報，号外143号（平成16年10月13日）。岡田が裁決を受け入れた点は，筆者の問い合わせに対する，智頭町選挙管理委員会事務局からの情報による。
 - ⑩ 高松高裁平成12年2月3日判決書，愛媛県選管裁決書（平成11年9月16日付）。
 - ⑪ 千葉県選管裁決書（平成4年9月28日），判例時報1487号57頁。富津市選挙管理委員会委員
- 長は，当時，平野一郎であった。
 - ⑫ 民集14巻14号3037頁，特に3044頁3行目から3046頁6行目。事案は，昭和34年4月30日の横須賀市議会議員選挙である。
 - ⑬ 同上，河村裁判官の反対意見中の3045頁11－12行目参照。
 - ⑭ 筆者は，問題が生じる一大要因は，啓発活動の不備にあると思っている。啓発活動は，「忘れずに投票しましょう。」ばかりで，複数の同姓候補がいる場合に，姓だけ書いた票はどうか等は，全く選挙民に周知されていない。
 - ⑮ 選挙時報63巻9号，60－62頁。なお，平成27年4月12日の島根県知事選挙や同年6月7日の青森県知事選挙は，いずれも記号式投票で行われた。
 - ⑯ 筆者は，電子投票が幾つかの市や町で使用されているが，義務化は好ましくないと考える。選挙人の中には，機械に恐怖感を持つ人がいるからである。なお，国政選挙における票の効力をめぐる争いについては，民集45巻1号1頁。

図1 有効性が争われた票



（出典） ① 仙台高裁判決書（平成19年11月22日），別紙2。② 徳島県選挙管理委員会による裁決書（平成18年7月3日）。③ 鳥取県公報，号外143号（平成16年10月13日），5頁。